

第56号議案 ふじみ野市立福岡中学校校舎A棟長寿命化予防改修工事
請負変更契約の締結についてに対する附帯決議

第56号議案の議決にあたり、契約金額の変更契約が議決される前にすでに追加工事に着手し、完了させていた事実が判明した。

このことは地方自治法及び市条例において不適切な行為であり、二元代表制の根幹を揺るがす議会軽視と言わざるを得ず、議会として極めて重く受け止めている。

また、契約事務に関する職員の認識不足や、庁内及び議会に対する報告体制の著しい不備など、組織的なガバナンスの欠如が露呈したことから、反省を求め下記の意見を付すものとする。

記

- 1 今回の事案に至った経緯について組織的な問題を含めた徹底的な原因究明を行い、全庁的な職員研修を通じて契約事務に関するコンプライアンス意識の徹底を図ること。
- 2 重大な事案が発生した際、市長及び議会へ迅速かつ確実に情報が共有されるよう、全庁的な報告体制及び管理監督体制の強化を抜本的に見直し、再発防止策を策定、公表すること。

以上、決議する。

令和8年6月19日

ふじみ野市議会